



教体第25号

教安第29号

令和6年(2024年)4月8日

熊本県高等学校体育連盟会長
熊本県高等学校野球連盟会長
熊本県中学校体育連盟会長 様
熊本県小学校体育連盟会長
公益財団法人熊本県スポーツ協会会長

熊本県教育長

落雷事故の防止について(依頼)

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長に通知し、各市町村教育長に依頼したことをお知らせします。

つきましては、貴団体におかれましても、主催する大会等における落雷事故の防止について、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟及び公益財団法人熊本県スポーツ協会におかれましては、貴所属団体等にもこのことを周知していただきますよう、併せてお願いいたします。

○体育活動に関すること

熊本県教育庁県立学校教育局

体育保健課：下田、石井

TEL 096-333-2711

○学校教育活動全般に関すること

熊本県教育庁県立学校教育局

学校安全・安心推進課：田上、安尾

TEL 096-333-2355



教体第25号

教安第29号

令和6年(2024年)4月8日

各県立学校長 様

熊本県教育長

落雷事故の防止について(通知)

このことについては、別添写しのとおり平成30年(2018年)7月26日付け教体第643号で通知しておりましたが、令和6年(2024年)4月3日に本県の県立学校サッカー部員が県外遠征先での活動中に落雷に遭い、18名が病院に搬送され、うち1名が現在も意識不明の重体である大変痛ましい事故が発生しました。

つきましては、二度とこのような事故が起こらないよう、令和6年(2024年)4月5日付け文部科学省他事務連絡の下記「1 再発防止のための留意事項」を全ての教職員が理解し、下記「2 各学校における再発防止の取組」が確実に行われますようお願いいたします。

なお、下記の2(1)の取組については、別紙様式「落雷事故の防止に関する取組報告」により令和6年(2024年)5月2日(木)までにメール(鑑文不要)にて末尾担当宛てに報告願います。

記

- 1 再発防止のための留意事項(詳細は別添の令和6年(2024年)4月5日付け文部科学省他事務連絡を参照)
 - (1) 別紙「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(P39)を確認すること。
 - (2) 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
 - (3) 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること。
 - (4) 気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が掲載されているので、これらの情報を活用すること。
- 2 各学校における再発防止の取組
 - (1) 教職員に対しては、上記1の再発防止のための留意事項及び次の参考資料を活用した研修等を実施すること。その際、落雷をはじめとする事故発生の連絡及び救急体制を再度確認し、すべての職員の指導体制を明確に認識させておくこと。

なお、AEDの実技研修を年1回以上実施すること。

また、AEDについては、年度始めであることから転入者をはじめ全職員で設置場所を再度確認するとともに、電極パッドやバッテリーの交換時期について定期的な点検を実施すること。
 - (2) 児童生徒に対しては、落雷から身を守る適切な行動がとれるよう、全校集会や学年集会、体育・保健体育の授業等を通して指導を行うこと。

【参考資料】

- 1 落雷事故の防止について（平成30年7月20日付け30初健食第15号 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1375858.htm
- 2 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月初版 文部科学省）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyuu_all.pdf
- 3 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai03.pdf>
- 4 小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（平成21年3月 文部科学省）
- 5 中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（平成22年3月 文部科学省）
- 6 小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）「災害から命を守るために」（平成20年3月 文部科学省）
- 7 中学生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために～防災教育教材（中学生用）～」（平成21年3月 文部科学省）
- 8 高校生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために～防災教育教材（高校生用）～」（平成22年3月 文部科学省）
- 9 「雷から身を守るには—安全対策Q&A—改訂版」（平成13年5月 日本大気電気学会）
<日本大気電気学会HP> <https://www.saej.jp/publications/hint.html>
- 10 防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」（平成25年4月 気象庁）
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/index.html

落雷事故の防止
について



学校の危機管理マニ
ュアル作成の手引



「生きる力」を育む
防災教育の展開



日本大気電気学会
ホームページ



防災啓発ビデオ「急
な大雨・雷・竜巻か
ら身を守ろう！」



- 体育活動に関すること
体育保健課：下田、石井
TEL 096-333-2711
E-mail ishii-y@pref.kumamoto.lg.jp
- 学校教育活動全般に関すること
学校安全・安心推進課：田上、安尾
TEL 096-333-2355



教体第25号

教安第29号

令和6年（2024年）4月8日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

落雷事故の防止について（依頼）

このことについては、別添写しのとおり平成30年（2018年）7月26日付け教体第643号で依頼しておりましたが、令和6年（2024年）4月3日に本県の県立学校サッカー部員が県外遠征先での活動中に落雷に遭い、18名が病院に搬送され、うち1名が現在も意識不明の重体となる大変痛ましい事故が発生しました。

つきましては、二度とこのような事故が起こらないよう、貴管下の小・中・義務教育学校（八代市教育委員会は八代支援学校を含む。）に対して、令和6年（2024年）4月5日付け文部科学省他事務連絡の下記「1 再発防止のための留意事項」を全ての教職員に周知し、下記「2」を参考に再発防止の取組を実施するなどして、学校教育活動中における児童生徒の安全が確保されますよう指導をお願いします。

記

- 1 再発防止のための留意事項（詳細は別添の令和6年（2024年）4月5日付け文部科学省他事務連絡を参照）
 - （1）別紙「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（P39）を確認すること。
 - （2）屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
 - （3）厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること。
 - （4）気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が掲載されているので、これらの情報を活用すること。
- 2 各学校における再発防止の取組
 - （1）教職員に対しては、上記1の再発防止のための留意事項及び末尾の参考資料を活用した研修等を実施すること。その際、落雷をはじめとする事故発生の連絡及び救急体制を再度確認し、すべての職員の指導体制を明確に認識させておくこと。

なお、AEDの実技研修を年1回以上実施すること。

また、AEDについては、年度始めであることから転入者をはじめ全職員で設置場所を再度確認するとともに、電極パッドやバッテリーの交換時期について定期的な点検を実施すること。
 - （2）児童生徒に対しては、落雷から身を守る適切な行動がとれるよう、全校集会や学年集会、体育・保健体育の授業等を通して指導を行うこと。

【参考資料】

- 1 落雷事故の防止について（平成30年7月20日付け30初健食第15号 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1375858.htm
- 2 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月初版 文部科学省）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf
- 3 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai03.pdf>
- 4 小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（平成21年3月 文部科学省）
- 5 中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（平成22年3月 文部科学省）
- 6 小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）「災害から命を守るために」（平成20年3月 文部科学省）
- 7 中学生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために～防災教育教材（中学生用）～」（平成21年3月 文部科学省）
- 8 高校生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために～防災教育教材（高校生用）～」（平成22年3月 文部科学省）
- 9 「雷から身を守るには—安全対策Q&A—改訂版」（平成13年5月 日本大気電気学会）
<日本大気電気学会HP> <https://www.saej.jp/publications/hint.html>
- 10 防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」（平成25年4月 気象庁）
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/index.html

落雷事故の防止
について



学校の危機管理マニ
ュアル作成の手引



「生きる力」を育む
防災教育の展開



日本大気電気学会
ホームページ



防災啓発ビデオ「急
な大雨・雷・竜巻か
ら身を守ろう！」



○体育活動に関すること
熊本県教育庁県立学校教育局
体育保健課：下田、石井
TEL 096-333-2711

○学校教育活動全般に関すること
熊本県教育庁県立学校教育局
学校安全・安心推進課：田上、安尾
TEL 096-333-2355

事務連絡
令和6年4月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所管学校法人担当課
各都道府県・指定都市スポーツ主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
スポーツ庁地域スポーツ課

事件・事故情報の共有・注意喚起について
(屋外でのサッカー活動中における高校生の落雷事故の発生について)

下記のとおり事件・事故情報を共有します。
再発を防ぐため、留意事項を踏まえ、各校の備えを改めて確認する等対応について
よろしくお取り計らい願います。

記

発生日時	令和6年4月3日 午後2時半頃
被害状況	落雷により18名が病院へ搬送、うち1名が意識不明の重体
事件・事故の概要	サッカー部員が練習試合等の活動中に落雷に遭い、病院に搬送されたもの
再発防止のための留意事項	平成30年7月20日付け文部科学省通知「落雷事故の防止について（依頼）」において、「 学校の危機管理マニュアル作成の手引き 」（主な掲載P39）等の資料を参照いただくほか、 <u>屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること、厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が掲載されているので、これらの情報を活用すること等について通知していますので、改めてご確認いただき、適切な対応の徹底をお願いします。</u>
参考資料	平成30年7月20日付け文部科学省通知「 落雷事故の防止について（依頼） 」

※ 参考資料にはリンクを貼っていますので、クリックで資料に遷移します。

【担当】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室防災教育係

電話：03-5253-4111（内線 2670）

スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係

電話：03-5253-4111（内線 3953）



教体第643号

平成30年7月26日

各県立学校長 様

体育保健課長

落雷事故の防止について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から依頼がありました。

つきましては、落雷事故防止のために、適切な措置を講じるようお願いいたします。

体育保健課学校安全係 担当：平田
TEL:096-333-2711 FAX:096-382-5962
E-mail:hirata-n-d@pref.kumamoto.lg.jp



教体第643号

平成30年7月26日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

熊本県教育庁教育指導局体育保健課長

落雷事故の防止について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から依頼がありました。

つきましては、落雷事故防止のために、適切な措置を講じるよう貴管下の各幼稚園及び小・中・義務教育学校（八代市教育委員会は、八代支援学校を含む。）に、周知をお願いします。

熊本県教育庁教育指導局体育保健課
学校安全係 担当：平田
TEL:096-333-2711 FAX:096-382-5962
E-mail:hirata-n-d@pref.kumamoto.lg.jp



30 初健食第 15 号
平成 30 年 7 月 20 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学担当課長
各公私立短期大学担当課長
各国公私立高等専門学校事務局長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三 谷 卓



(白紙押印)

落雷事故の防止について (依頼)

落雷事故の防止については、これまでも各学校において適切に御対応いただいているところです。落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、これまでも校舎外での学校行事実施中等の学校の管理下において落雷事故が発生している状況(別添参照)にあることから、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(文部科学省 平成 30 年 2 月初版)及び学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」(文部科学省 平成 25 年 3 月改訂)等の資料を参照いただくほか、下記の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

記

- 1 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- 2 落雷に対する安全対策に関する科学的知見(日本大気電気学会編「雷から身を守るには—安全対策 Q & A—改訂版」(平成 13 年 5 月 1 日発行))によれば、厚い



黒雲が頭上に広がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

また、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」(<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=000&contentType=1><https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder2-1.html>)などの情報が掲載されていますので、これらの情報も御活用ください。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課にあつては、所轄の私立学校に対して、都道府県専修学校各種学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校各種主管課にあつては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、附属学校及び専修学校を置く各都道府県公立大学法人担当課にあつては、管下の附属学校及び専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあつては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄のこども園に対しても周知いただくようお願いします。

【参考資料】

- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月初版 文部科学省）
- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
- 小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」
（平成21年3月 文部科学省）
- 中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」
（平成22年3月 文部科学省）
- 小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）「災害から命を守るために」
（平成20年3月 文部科学省）
- 中学生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（中学生用）～」
（平成21年3月 文部科学省）
- 高校生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（高校生用）～」
（平成22年3月 文部科学省）
- 「雷から身を守るには—安全対策Q&A—改訂版」（平成13年5月 日本大気電気学会）
- 防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」（平成25年4月 気象庁）

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
TEL 03-5253-4111（内線2917）

小・中・高等学校の学校管理下で近年発生した落雷による死亡・障害事故

[26年度給付]

○被災生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：電撃死

〈体育的部活動：野球〉

練習試合を実施していた。午後の開始早々に雨が降り、約20分後、雨も上がり雲も切れてきて青空も見えてきたので、公式審判員と両校の監督とで、試合を続投することになった。マウンドに本生徒が立ち、ボールを投げ、キャッチャーから返球されたその時、突然雷が本生徒の頭に落ち倒れた。救急車の手配、心臓マッサージ、AED等の救急処置を続け、その後ドクターヘリで病院に搬送され、措置を受けたが同日死亡した。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[18年度給付]

○被災生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：下肢切断・機能障害

〈学校行事：運動会・体育祭〉

体育祭の午後からの応援合戦中、本生徒がスタンドで応援していた際、近くで落雷があった瞬間、足から下半身にしびれが走った。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[15年度給付]

○被災児童：小学校4年生男子

死亡障害種：電撃死

〈登下校中：下校中(徒歩)〉

雨が降り、遠雷の音が聞こえていたが、本児童が下校を始めた午後2時頃は雨も降っておらず雷の音も聞こえていなかった。その後、また雷の音が聞こえ始めた。本児童は1人で下校中、雷が鳴り出したので、とっさに雷を避けようと農道に入り、持っていた金属製の水筒に落雷し、倒れたものと思われる。後ろから下校していた他の児童が助けを求め、救急車で病院へ搬送されたが死亡した。

※「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点(平成16年版)」に掲載

3 雷への対応における留意点

雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちます。また、周囲より高いものにほど落ちやすいという特徴があります。

グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷(直撃雷)することがあり、その場合、約8割の人が命を落とすと言われています。

また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る(側撃雷)ことがあります。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷です。

速くで雷の音がしたら、既に危険な状況です。自分のいる場所にいつ落雷してもおかしくありません。



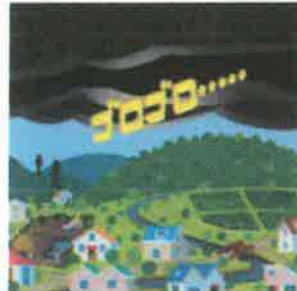
気象庁提供

<積乱雲が近づくサイン> (気象庁提供)

以下のような変化を感じたら、それは積乱雲が近づいている兆し(サイン)です。まもなく、激しい雨と雷がやってきます。竜巻などの激しい突風が起きるおそれもあります。



真っ黒い雲が近づいてきた



雷の音が聞こえてきた



急に冷たい風が吹いてきた

【避難の留意点】

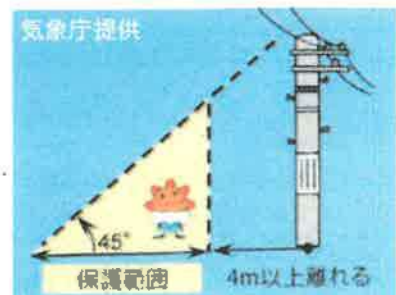
- 部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難します。
- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒等を待機させます。その際は、学校の対応を保護者等に連絡することが大切です。

<雷鳴が近くで聞こえたら>

- 登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにします。
- 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難します。
- 鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全です。
- 木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れればさらに安全です。

<安全な空間に避難できない場合>

- 近くに避難する場所がないような場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくします。
- 電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに退避します。
- 高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れましょう。



気象庁提供